

第13回あん摩マッサージ指圧、はり・きゅう療養費検討専門委員会 委員提出資料
新潟県聖籠町町民課長 宮澤 誠也

「あはき療養費」における不正対策の強化について

1. 不正請求の現状と対策の強化について

あん摩マッサージ指圧、はり・きゅう療養費において不正請求が発生していることは事実であり、本町においても不正や不正が疑われる事例は見られる。

特に、あん摩マッサージ指圧については往療料の不正が疑われる事例が多く、実際に、不正が疑われる事例について被保険者に問い合わせ、確認を行う場合がある。

このように、保険者が不正請求を見逃さないようにすることは重要だが、一方で、そもそも不正請求の起こりにくい仕組みにすることも必要である。

その際、本検討会の論点として挙げられている下記の項目については、有効であると考えられる。

- ・現状では、架空請求等が医療費通知等により、のちに発覚することもあるが、患者本人による請求内容の確認・署名を行うことで、架空請求・水増し請求を未然に防ぐことつながると思われる。
- ・現状でも、医師の同意の仕組みが一定の抑止力として機能しており、定期的に患者の状態を医師が確認し、再同意を行うことで、虚偽理由による保険請求に対し、より強固な抑止力として機能することが期待できる。
- ・往療については、支給申請書に同一建物往療であることと日付がわかるような欄を設けるだけでなく、施術料よりも往療料が高いことなどについても整理を行うことが必要ではないか。

2. 指導監督権限の強化について

現行では、不正が発覚した場合に、返還金を請求する以外に罰則を課するような仕組みが設けられておらず、実質的に、一部の不正を行っている施術者が不正請求を繰り返すことのできる環境となってしまう。

そうしたことから、上記のような予防面での不正対策とあわせて、統一的に指導・監督を行い、罰則を課せる仕組みを設ける必要があると思われる。

その際には、受領委任制度を導入し、地方厚生（支）局による指導・監督の仕組みや、受領委任協定・契約に基づく施術所・施術管理者の登録の仕組みを設けることも、1つの有効な手段となり得る。

不正請求の実態や対策の現状からも、他の不正対策と併せて受領委任制度の導入による指導・監督の強化などに総合的に取り組む必要がある。

一方で、現在、償還払いを実施している保険者も一定数存在することから、受領委任制度を導入する場合には、保険者の裁量を十分考慮することが必要だと思われる。